

【論文】

児童養護施設入所児童の家庭復帰に関する研究

—家庭復帰促進要因の10年比較—

高橋 誠一郎*, **

要旨：本研究は、児童養護施設入所児童の家庭復帰の促進要因と阻害要因を明らかにするために行った。東京都社会福祉協議会児童部会で実施している児童養護施設入所児童実態調査の2006年度と2017年度のデータをもとに、ロジスティック回帰分析を行い、二つの年度の結果を比較分析した。2006年度の結果と比較して、2017年度では、退所児童の年齢が上がり、在籍年数が延び、家庭復帰による退所児童の実数は減少していた。2017年度のデータを多変量解析したところ、家族との交流が月1回以上、入所経路が措置変更ではなく家庭からの入所であること、兄弟がいないこと、入所年齢が低いこと、入所期間が短いことが統計的に有意であり、家庭復帰の見込みが高いという結果が得られた。

Key Words: 児童養護施設, 家庭復帰, 復帰促進要因, 復帰阻害要因

1. 問題の背景

平成29(2017)年8月に厚生労働省(以下、厚労省とする)大臣下の検討会がとりまとめた「新しい社会的養育ビジョン(以下、ビジョンとする)」を受け、国は平成30(2018)年7月に各都道府県に家庭的養育優先原則に基づいた早期の家庭復帰や里親家庭委託率等の数字目標を示した「都道府県社会的養育推進計画」を策定するよう通知した(厚生労働省2018)。令和2(2020)年3月には各都道府県において社会的養育推進計画が策定され、数値目標等が示された。「ビジョン」では、家庭養育優先の原則に基づき、児童養護施設での入所生活はできるだけ短期が望ましく、早期に家庭復帰や里親委託を進めるとされた。乳幼児は数か月以内、学童期以降は1年以内、特別なケアが必要な学童期以降の子どもであっても3年以内の施設滞在を原則にする」と提案された。

一方、児童養護施設入所児童に占める虐待を受けた児童の割合は多く、また、虐待を受けた児童の中でも、虐待が重篤であるがゆえに保護された児童が入所する傾向にある。厚生労働省(2020b)の「社会的養育の推進に向けて」によると、平成30(2018)年度に全国の児童相談所による虐待対応件数159,838件のうち、24,864件が一時保護され、4,641件が施設入所した。同資料によれば、平成20(2008)年度は、虐待対応件数が42,664件、児童養護施設入所児童は2,563件であったので、10年間で虐待対応件数は約3.7倍の増加に対して入所児童は1.8倍の増加であった。厚生労働省(2020a)「児童養護施設入所児童等調査の概要」の結果でも、児童

2021年3月31日受付／2021年12月15日受理

* ルーテル学院大学大学院 総合人間学研究科 社会福祉学専攻(博士後期課程)

** 社会福祉法人 至誠学舎立川 至誠大地の家

養護施設入所児童 27,026 人のうち、65.6%の 17,716 人が虐待の経験があるとされ、入所児童の多くは虐待の経験がある。

0 歳から 18 歳の児童人口は、平成 20 (2008) 年に約 2,203 万人 (総務省統計局「平成 20 年 10 月 1 日現在推計人口」) であったのが、平成 30 (2018) 年には約 2,008 万人 (総務省統計局「平成 30 年 10 月 1 日現在推計人口」) へ約 200 万人も減少している。つまり、我が国の児童人口が減っているにもかかわらず児童虐待対応件数は増え続けており、平成 30 (2018) 年度の児童虐待対応件数のうち、97.5%は在宅指導となり、施設等入所となる割合は 2.5%にすぎないということは、親子分離を伴って社会的養護に措置されるケースは重篤なケースであることが推察される。

児童養護施設入所児童の中で、障害のある児童は、5 年間で約 10%増えて約 37%となり、知的障害、自閉症スペクトラム、注意欠陥多動性障害の順に多い。2018 年度より、国は反応性愛着障害 (5.7%) と外傷後ストレス障害 (PTSD, 1.2%) 他数項目を調査項目として追加しており、障害そのものの多様性も認識されるようになった。そして、保護者の状況を見ると、児童養護施設では 93.3%の入所児童に保護者がおり、2018 年の施設入所児童については、実母のみのひとり親家庭が、全体の 48.5%と、約半数を占めている。2008 年と 2018 年の数値から、この 10 年間の変化をみても、実父母家庭は 7,301 家庭から 6,636 家庭へ約 10%減り、同様に実父のみは半減している一方で、実母のみは 11,161 家庭から 12,227 家庭へ 10%増加 (厚生労働省 2020a) しており、入所児童に占める障害のある児童の割合の増加や、ひとり親家庭からの入所の増加も、入所前の児童の置かれた過酷さを推察させる。

「施設入所前の家庭や地域での生活を通じて傷つき、幾度となく裏切られ、思いが届かなかった子ども達の強い怒りと筆舌に尽くしがたい悲しみ」(北川 2010 : 20) は、虐待など不適切な養育環境に曝された児童にとって、様々な問題行動となって現れる。2018 年に厚労省は子ども間の性的暴力について実態調査を行っている。調査報告書によると、「児童養護施設等には、育った環境や被虐待等の逆境体験によるトラウマ等を要因として様々な行動上の問題を起こすリスクを抱えた子どもが一定数入所しており、生活環境等によりそれらの問題が時には子ども間の暴力等による加害・被害という事案となって発生し得る」と報告している (みずほ情報総研株式会社 2019 : 1) 。

そのような子どもたちの生活を支える職員についても、柏女は、「虐待で心の傷を受けた学童期や思春期の子どもたちが様々な不満をぶつけ (中略) 保育士が燃え尽きや自信喪失などでつぶれてしまう」とし、「児童養護施設の保育士の勤続年数は保育所などに比べて短い」と、児童養護施設の現場の壮絶さを指摘している (柏女 2008 : 125)。

東京都では、虐待による重篤な愛着障害等がある児童の増加に対処するため、生活支援・医療・教育を一体的に支援する「連携型専門ケア機能モデル事業」を都立石神井学園において試行している。東京都内の児童養護施設に在籍する児童を一定期間預かり、回復を図る取り組みが試行されている (東京都児童福祉審議会 2019)。

以上のように、ここ 10 年間に出示された調査結果などに基づくと、児童養護施設においては、虐待された経験のある児童をより高い割合で受け入れている。それでもなお家庭養育優先原則の実現に向けて施策を推進するのであれば、家庭復帰の見込みがある要因の特定を急ぐことが必要となる。本研究では、10 年前後の変化をもとに、児童養護施設入所児童の家庭復帰に影響してい

る促進要因、阻害要因について分析をする。

II. 家庭復帰についての先行研究

厚生労働省は、平成20年(2008)の「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」の通知により、「虐待による施設入所児童の家庭復帰のガイドライン」(以下、ガイドラインとする)と「家庭復帰の適否を判断するためのチェックリスト(以下、チェックリストとする)」を発出した。これにより、国は虐待を理由に施設入所となった児童の親子関係を再構築して家庭復帰を進める方針を示した。

ガイドラインが出された時期に発表された才村らの研究では、施設入所児童の家庭復帰判断での「チェックリスト」の活用状況について、全国118カ所の児童相談所から回答を得た(才村ら2008:210)。その65%が積極的に活用をしていないことが明るみになった。さらに才村らは翌年同様に、全国66カ所の中央児童相談所に調査を行い、「依然として約4分の1の自治体が家庭復帰の際にチェックリストを使用していない」としている(才村ら2009:168)。さらに「エビデンスに基づいた援助の類型化や効果的な方法論の客観的な証明についてはまだまだ蓄積が少なく」と指摘した(才村ら2009:170)。

菅野の「児童養護施設における家庭復帰の非促進要因」の研究では、児童養護施設入所児童の家庭復帰を阻む要因は、「在所年数5年未満」「親の離婚歴」「入所前にネグレクトなし」の3つが上位項目とされた。5年以下の在籍では、家庭復帰は難しく「5年以上かけて再虐待のリスクを含め家族交流のメリット、デメリット(悪影響)を見極めながら、中・長期的に経過観察していく必要がある」と提起している(菅野2016:23)。

松宮・井上による「児童養護施設入所児童への家庭復帰支援と親のメンタルヘルス問題」では、親にメンタルヘルス問題がある場合、家庭復帰見込みは有意に低かった。それにもかかわらず、「親のメンタルヘルス問題の有無と入所期間との間に有意差は認められず、十分な支援を欠いたままに、他の要因により家庭復帰している事例が少なくない可能性」が示唆され、施設、関係機関、精神科医療機関などにおける連携支援体制を構築の必要性を指摘している(松宮・井上2014:25)。

山本らは家庭復帰の児童相談所の見極めの難しさを指摘し、『家族再統合』とは、ある固定的な終局に収斂・蒸着するようなものではなく、ある方向性をもって過程化される流動的な変遷過程そのもの、『安全・安心の養育の再生・創出とその発展』の過程として理解しなければならないことは明らかである(山本ら2012:140)、保護者は「子どもを返してもらうために、子どもの家庭復帰こそがゴールであるため、不適切養育の課題を十分に認識しているとは言えない」(山本ら2012:139)としている。

さらに、山本らは「虐待問題で(中略)施設から家庭復帰することになった事案について、児童相談所はその各約85%程度に段階的親子再接触の枠組による支援を実施している。(中略)段階的親子再接触とは保護者と子どもの面会や外泊など段階的に進め、各段階の課題を保護者に呈示して指導・支援を行う。」と報告している(山本ら2012:137)。家庭復帰のプロセスに向けて、児童相談所が計画を立て、親子の面会などの管理をすすめ児童相談所の許可がなければプロセスは進まないのである。

以上のことから、約10年前にガイドラインが発出されて以降、親子関係の再構築に取り組む

こととなったが、先行研究では家庭復帰に関する難しさが指摘されている。児童の家庭復帰に対する要因および、ガイドライン発出前と、最新の要因の変化を明らかにすることに意義があると考えられる。そこで、本研究を実施することとした。

III. 研究の方法

家庭復帰に焦点を当て、ガイドライン発出前と、最新の状況の変化を、東京都社会福祉協議会児童部会で1995年から行われている入所児童実態調査のデータを2次分析して研究することとした。本研究においては、2006年度と2017年度の調査結果を比較することとした。2008年にガイドラインが発出される以前の状況がわかることから2006年度を選択し、また、最新の状況を把握するために、すでに単純集計結果などが公表されている2017年度のデータを用いることとした。

調査のデータは、東京都の児童養護施設の退所児童調査と、入所児童調査からなる。

退所児童調査は、1年の間に都の児童養護施設と自立援助ホームから退所した児童の年齢層や施設在籍年数、退所先の生活場所についての調査である。退所児童調査については、児童養護施設の退所児童のみのデータを再集計して用いた。

入所児童調査は、毎年度3月1日時点で児童養護施設に在籍する児童について、年齢、入所理由、きょうだいや親の状況、家庭復帰の見込み、障害や就学の状況などについて調査したものである。

入所児童調査について、家庭復帰の見込みについての質問の回答は、「家庭復帰確定」、「早期家庭復帰予定」、「復帰調整中」、「復帰困難」、「見込みなし」の五つの選択肢を施設が自立支援計画をもとに回答している。分散を考慮し、2群に分けることとした。「家庭復帰確定」、「早期家庭復帰予定」、「復帰調整中」については家庭復帰の「復帰促進群」とし、「復帰困難」、「見込みなし」については家庭復帰の「復帰困難群」とした。

家庭復帰の見込みへの影響が考えられる因子を独立変数とする。菅野(2016)の先行研究を参考に、分析することが可能と思われる項目として、入所時年齢、在籍年数、性別、きょうだいの有無(あり、なし)、親との交流の状況(面会、外出、外泊のいずれかが月1回以上)、入所前のネグレクトの状況(あり、なし)、知能検査の状況、児童相談所の利用状況(月1回以上)の8項目とした。親との交流の状況は、「段階を踏む」とした。山本ら(2012)の研究を参考にした。本研究では施設間の差は、独立に大きな影響を与えていないと判断をした。

従属変数を復帰促進群と復帰困難群の2群として、独立変数8項目を投入し、二項ロジスティック回帰分析を行った。そして、2006年度と2017年度の結果を比較した。さらに、松宮・井上(2014)の先行研究を参考に、2017年度の調査では母親の精神疾患(あり、なし)についても回答があるため、復帰困難群と母親の精神疾患の関係も加えて再度分析した。

以上の項目の単純集計結果については、表7~12に示す。

統計分析ソフトウェアはSPSS Statistics 26.0を用いた。

なお、この研究で用いるデータは、個人が特定されないものであり、すでに単純集計結果が公表されたデータである。また、2018年10月に当時の東京都社会福祉協議会児童部会長と調査コーディネイト先の特定非営利活動法人エンジェルサポートセンターに、本研究の目的、調査内容、データの取り扱い、公表の仕方についての承諾を得た。そして、2019年1月にルーテル学

院大学研究倫理審査の承諾を得た（申請番号 18-47）。

IV. 分析結果

1. 退所児童調査の結果から

退所児童の合計は、2006年度は546人、2017年度は533人であった。2006年度と2017年度の児童養護施設からの退所児童数は、表1のようになった。家庭復帰により退所している児童の数は2006年度の322人に対して2017年度は244人と少ない。家庭復帰の割合も2006年度の59%に対して2017年度は46%と減少している。年齢層別でみると、小学校低学年、小学校高学年、高校生において、2006年度より2017年度が減っており、中学生においては増えている。

表2の退所児童の在籍年数をみると、3年未満で退所した児童の割合が、2006年の49%から2017年度の38%へ約10%の大幅に減少し、3年以上5年未満は2%増加、5年以上は33%から42%、約10%の大幅な増加となっている。

参考までに厚生労働省（2020：176）によると2018年度の全国の児童養護施設退所児童は、5,066人であった。在籍年数別人数と合計からの割合を集計すると、3年未満が2,048人で合計の40.4%、3年以上5年未満が832人で16.4%、5年以上が2,186人で43.2%であり、東京都の結果と近似した割合であった。

東京都の退所児童調査を2006年度と2017年度で比較した結果としては、児童養護施設からの退所児童数の総数が減っており、家庭復帰による退所児童も減っている。ビジョンの目標に反する状況を踏まえ、入所している児童の家庭復帰の見込みがあるとされる要因について、入所児童調査の結果から分析を進めていく。

表1 退所児童数と家庭復帰の割合

年度	未就学児	小学生 低学年	小学生 高学年	中学生	高校生等	合計
2006	88	59	89	106	204	546
	67	48	74	73	60	322
	76%	81%	83%	69%	29%	59%
2017	70	41	66	70	286	533
	53	29	47	51	64	244
	76%	71%	71%	73%	22%	46%

表2 退所児童の在籍年数

年度	3年未満	3年以上5年未満	5年以上	合計
2006	266	99	181	546
	(49%)	(18%)	(33%)	(100%)
2017	204	107	222	533
	(38%)	(20%)	(42%)	(100%)

()内は割合

表 3 復帰促進群と困難群の数, 入所時年齢, 在籍年数

年度	N	入所時年齢		在籍年数		
		平均(歳)	標準偏差	平均(年)	標準偏差	
2006	復帰促進群	1,016	6.41	3.613	3.15	3.160
	復帰困難群	1,989	7.11	4.022	4.21	3.728
2017	復帰促進群	913	6.60	3.849	3.49	3.039
	復帰困難群	2,046	7.08	4.367	5.26	4.130

表 4 各独立変数の度数と割合

年度	独立変数	基準カテゴリ	N		比較カテゴリ	N		合計	割合
			N	割合		N	割合		
2006	性別	男子 1	1,619	54%	女子 2	1,386	46%	3,005	100%
	知能指数	87 以上 1	1,873	62%	87 以下 2, 未測定 3	1,132	38%	3,005	100%
	交流状況	月 1 回以上 1	863	29%	月 1 回未満 2	2,142	71%	3,005	100%
	入所経路	家庭から 1	1,842	61%	措置変更 2	1,163	39%	3,005	100%
	ネグレクト	なし 1	2,373	79%	あり 2	632	21%	3,005	100%
	きょうだい	なし 1	769	26%	あり 2	2,236	74%	3,005	100%
	児童相談所の関り	月 1 回以上 1	136	5%	月 1 回未満 2	2,869	95%	3,005	100%
2017	性別	男子 1	1,575	53%	女子 2	1,384	47%	2,959	100%
	知能指数	87 以上 1	1,788	60%	87 以下 2, 未測定 3	1,171	40%	2,959	100%
	交流状況	月 1 回以上 1	660	22%	月 1 回未満 2	2,299	78%	2,959	100%
	入所経路	家庭から 1	1,736	59%	措置変更 2	1,223	41%	2,959	100%
	ネグレクト	なし 1	1,964	66%	あり 2	995	34%	2,959	100%
	きょうだい	なし 1	848	29%	あり 2	2,111	71%	2,959	100%
	児童相談所の関り	月 1 回以上 1	595	20%	月 1 回未満 2	2,364	80%	2,959	100%

2. 入所児童実態調査の結果から

入所児童調査の有効データは、2006 年度は 3,005 件で、復帰促進群 1,016 件、復帰困難群 1,989 件、2017 年度は 2,959 件で復帰促進群 913 件、復帰困難群 2,046 件であった。表 3 に各年度の復帰促進群と、復帰困難群について、入所時年齢と在籍年数を集計した。2006 年度と比較し、2017 年度は復帰促進群の数が約 10%減少し、在籍年数は復帰促進群、復帰困難群ともに延びている。

各年度の同じ項目による影響を分析するため、強制投入法を用いた二項ロジスティック回帰分析を行い比較した。

カテゴリ分けした各独立変数について基準カテゴリの数と、その比較カテゴリの数、コーディングについて、表 4 に示す。コーディングは基準カテゴリを「1」として行い、二項ロジスティック回帰分析の結果から、基準カテゴリは比較カテゴリに比べてどのようであるか見ていく。

二項ロジスティック回帰分析の結果は表 5 のようになった。2006 年と 2017 年のモデル係数のオムニバス検定は、それぞれの有意確率は 0.000 で 1%優位になり、回帰式の優位性が保証される結果が得られた。また Hosmer と Lemeshow の検定結果も、有意確率は 2006 年が 0.122, 2017 年が 0.576 であり、モデルの適合度も保障された。

分析結果から、2006 年度においては、家族との交流状況が月 1 回以上あること (N = 863) がオッズ比 3.312 で家庭復帰の最も大きな促進要因となった。家庭から入所したこと (N = 1,842) がオッズ比 1.430 で 2 番目に有意であった。男子 (N = 1,619) のほうが有意である結果であった。年齢と入所期間については、偏回帰係数がマイナスであるため、入所年齢が低いこと (オッ

表 5 家庭復帰促進の要因分析結果

年度	独立変数	偏回帰 係数	有意 確率	オッズ比	95%信頼区間	
					下限-上限	
2006	性別	0.304	0.000**	1.355	1.150	1.596
	知能指数 87 以上	-0.050	0.725	0.951	0.720	1.257
	知能指数 87 未満	-0.376	0.016*	0.686	0.505	0.933
	交流状況	1.198	0.000**	3.312	2.786	3.937
	入所年齢	-0.070	0.000**	0.932	0.911	0.955
	入所期間	-0.107	0.000**	0.899	0.876	0.922
	入所経路	0.357	0.000**	1.430	1.198	1.706
	ネグレクト	0.052	0.610	1.053	0.863	1.284
	きょうだい	-0.041	0.665	0.960	0.796	1.156
	児童相談所の関り 定数	0.327 -0.498	0.086 0.007	1.387 0.608	0.954	2.015
2017	性別	0.114	0.202	1.120	0.941	1.334
	知能指数 87 以上	0.037	0.823	1.037	0.752	1.431
	知能指数 87 未満	-0.127	0.468	0.880	0.624	1.242
	交流状況	1.727	0.000**	5.625	4.605	6.870
	入所年齢	-0.058	0.000**	0.944	0.921	0.967
	入所期間	-0.150	0.000**	0.861	0.837	0.886
	入所経路	0.597	0.000**	1.816	1.499	2.201
	ネグレクト	-0.040	0.673	0.961	0.800	1.155
	きょうだい	0.213	0.028*	1.237	1.023	1.497
	児童相談所の関り 定数	0.004 -0.672	0.971 0.001	1.004 0.511	0.810	1.245

* $p<0.05$, ** $p<0.01$ ロジスティック回帰分析(強制投入法)

ズ比 **0.932**) と入所期間が短いこと (オッズ比 **0.899**) が家庭復帰に有意である結果となった。知能指数については、未測定の子童 ($N = 286$) に対して、**87** 以上の子童 ($N = 1,873$) は有意ではなかったが、**87** 未満の子童 ($N = 846$) は偏回帰係数がマイナスの有意である結果となり、**87** 未満の子童は未測定の子童に比較して復帰促進要因にならない結果となった。

一方、**2017** 年度においても月 **1** 回以上の面会や外出、外泊があること ($N = 660$) がオッズ比 **5.625** で最も大きな促進要因となっており、次に家庭から入所したこと ($N = 1,736$) がオッズ比 **1.816** で強い促進要因であった。きょうだいのいないこと ($N = 848$, オッズ比 **1.237**) が有意であった。**2017** 年度の結果においても、年齢と入所期間は、偏回帰係数がマイナスであるため、入所年齢が低いこと (オッズ比 **0.944**) と入所期間が短いこと (オッズ比 **0.861**) が家庭復帰に有意である結果となった。男子であることと知能指数が **87** 未満の子童は有意ではなくなった。先行研究で指摘されていた入所理由にネグレクトがないことについては、**2006** 年と **2017** 年度ともに有意な結果とはならなかった。

以上の分析から、家庭復帰促進群の傾向をまとめると、最も重要な要因は家族との交流が月 **1** 回以上、次に入所経路が家庭からで、兄弟のいない、入所年齢が低く、入所期間が短い子童が

表 6 母親の精神的状況を加えた家庭復帰促進の要因 (2017 年度)

独立変数	基準カテゴリ (コーディング)	比較カテゴリ (コーディング)	偏回帰 係数	有意 確率	オッズ比	95%信頼区間 下限-上限	
性別	男子 (1)	女子 (2)	0.117	0.189	1.125	0.944	1.340
知能指数 87 以上	87 以上 (1)	未確定(3)	0.036	0.827	1.037	0.751	1.431
知能指数 87 未満	87 未満(2)	未確定(3)	-0.126	0.475	0.882	0.625	1.245
交流状況	月 1 回以上 (1)	月 1 回未満(2)	1.732	0.000**	5.654	4.618	6.923
入所年齢			-0.058	0.000**	0.943	0.921	0.967
入所期間			-0.146	0.000**	0.864	0.840	0.889
入所経路	家庭から(1)	措置変更(2)	0.586	0.000**	1.796	1.482	2.178
ネグレクト	なし(1)	あり(2)	-0.040	0.670	0.961	0.799	1.155
きょうだい	なし(1)	あり(2)	0.212	0.030*	1.236	1.021	1.495
児童相談所の関り	月 1 回以上(1)	月 1 回未満(2)	-0.004	0.972	0.996	0.803	1.235
母親の精神疾患	あり(1)	いない(3)	0.223	0.190	1.250	0.896	1.744
母親の精神疾患	なし(2)	いない(3)	0.356	0.034*	1.428	1.028	1.983
定数			-0.945	0.000	0.389		

* $p < 0.05$, ** $p < 0.01$ ロジスティック回帰分析(強制投入法)

より家庭復帰の見込みが高いという結果になった。

3. 母親の精神疾患を加えた分析

さらに、2017 年度においては、母親の精神疾患についても独立変数 (あり $N = 1,229$, なし $N = 1,425$, いない $N = 305$) に加え、母親のいない児童に対する精神疾患のある母親とない母親の分析をした。前述の結果と比較するため、強制投入法により二項ロジスティック回帰分析を行い、結果は表 6 のとおりとなった。母親がいない児童に対する精神疾患のある母親のいる児童について、有意な要因にはならなかった。また、母親がいて、母親に精神疾患のない児童については、有意な結果となった (オッズ比 = 1.428)。この結果からも、交流が月 1 回以上と多いことが家庭復帰促進の最も大きい要因となった。次に大きな要因は、入所経路が家庭からの入所であること、きょうだいがいないこと、入所年齢が低いこと、入所期間が短いことが、家庭復帰促進の要因となった。

V. 考察と今後の課題

結論として、家庭復帰を促進する要因は、2017 年度の調査結果からは、家族との交流が月 1 回以上であることが最も重要で、続いて入所経路が家庭から、兄弟のいない入所年齢が低く、入所期間が短い児童であった。2006 年度に家庭復帰の促進要因として有意であった性別、知能指数は 2017 年度は有意でなくなった。

最も大きな影響は家族との交流の頻度が月 1 回以上であることであった。オッズ比が 2006 年度は 3.312、2017 年度は 5.625 と大きい。交流の頻度が月 1 回以上ある児童は不在児童に比較して、2006 年度は約 3.3 倍、2017 年度は約 5.6 倍となるため、交流の頻度は家庭復帰の見込みに対して影響があると解釈できる。交流の頻度については、家族関係再構築のプロセスにおいて、児童相談所が進行管理を担い、保護者の面会等を許可する立場にある。児童相談所と保護者、

表7 入所児童の状況

		(人)	
		2006年度	2017年度
入所時の年齢	幼児	1,817	1,539
	小学生	927	1,018
	中学・高校生	242	402
	不明	19	0
	合計	3,005	2,959
性別	男児	1,619	1,575
	女児	1,386	1,384
	合計	3,005	2,959
きょうだいの人数	なし	769	848
	1人	1,003	944
	2人以上	1,233	1,167
	合計	3,005	2,959
知能検査の状況	87以上	1,873	1,788
	86以下	846	925
	未測定	286	246
	合計	3,005	2,959

表10 親との交流の状況

		(人)	
		2006年度	2017年度
面会	月1回以上	133	204
	月1回未満	1,322	1,234
	全くない	1,550	1,521
合計		3,005	2,959
外出	月1回以上	153	142
	月1回未満	1,025	771
	全くない	1,827	2,046
合計		3,005	2,959
外泊	月1回以上	363	197
	月1回未満	1,348	729
	全くない	1,294	2,033
合計		3,005	2,959

表8 在籍年数

	(人)	
	2006年度	2017年度
3年未満	1,400	1,296
3年以上5年未満	518	574
5年以上	1,087	1,071
不明・無回答	0	18
合計	3,005	2,959

表11 児童相談所の利用状況(年間)

	(人)	
	2006年度	2017年度
なし	1,897	1,306
年間1回	263	134
年間2回以上	845	1,519
合計	3,005	2,959

表9 入所前の虐待の状況

	(人)	
	2006年度	2017年度
ネグレクト	632	995
身体的虐待	588	835
心理的虐待	180	347
性的虐待	57	54
虐待なし	1,548	728
合計	3,005	2,959

表12 家庭復帰の見通し

	(人)	
	2006年度	2017年度
家庭復帰確定	127	148
早期家庭復帰予定	124	95
復帰調整中	765	670
復帰困難	1,334	1,259
見込みなし	655	787
合計	3,005	2,959

施設の関係も影響する。2017年度の調査結果から児童相談所の関りは家庭復帰促進の要因として有意とならなかったが、実際に児童相談所の児童福祉司と児童との面会が直接なくても、施設を通じて児童相談所に親子の様子が肯定的に伝われば、親子交流の頻度が減ることはなく、家庭復帰に向けて前進していると想定もできる。

また、知能指数 87 未満の児童について、2006 年度は有意な結果ではあったが、偏回帰係数はマイナスであり、2017 年度は有意な要因とはならなかったが、偏回帰係数はマイナスであったことから、家庭復帰の見込みの確率は下がる要因となっている。

2017 年度の母親の精神疾患については、復帰促進群への阻害要因となると仮定したが、有意な結果は得られなかった。メンタルヘルス問題のない母親については、母親のいることが促進要因として有意になった。松宮・井上の研究でも指摘がされているように、被虐待経験のある入所児童の親のメンタルヘルス問題は施設において中核的な位置を占めており、「その他の事例よりも家庭復帰の見込みが乏しくとらえられ、積極的な働きかけも少ない」はずであった（松宮・井上 2014 : 27）。しかし、母親がいない児童に比較して、精神疾患のある母親のいる児童の結果は、有意ではないが偏回帰係数はプラスとなっており、家庭復帰の阻害要因とはならず、家族、親族のサポートや、地域の様々なサービス利用などと合わせて家庭復帰の支援がなされている可能性が示唆された。なお、本研究の分析では、精神疾患の診断名などは明らかではない。今後、母親の精神疾患の種類について、改めて調査を行うことなどが必要である。

菅野による先行研究では、入所期間が 5 年以上ないと家庭復帰は難しいとされた（菅野 2016 : 23）。本研究の分析では、入所期間と家庭復帰見込みの関係は 2006 年、2017 年ともに、入所期間が短いほど有意であると結果が出た。本研究の調査では、家庭復帰の見込みについて施設が回答をしていることを踏まえると、「在籍年数が長期になると家庭復帰の見込みが低くなっている」、または「家庭復帰が難しいから在籍年数が長期になっている」と解釈できる結果となった。視点を変えれば、在籍年数が長期になると、家庭復帰への支援が積極的に取り組まれていないことも危惧される。

近年、施設在籍年数が延び、入所年齢の高齢児化、家庭復帰数の減少するなか、自立支援目標に家庭復帰を挙げる児童は減少していくことが推測される。しかし、本研究の結果では、家族との面会や外泊の頻度が主たる家庭復帰促進群の要因となった。虐待を理由として行政の介入により分離となった親子が、新しい親子関係を再構築していくことの難しさに向かうには、どのような面会や外泊を重ね、どのような支援を必要とするのか。親子が再び共に生活することを目標とするならば、具体的な目標と計画を当事者も含めて計画し、計画に基づいた面会や外泊の内容であることを客観的な評価により、モニタリングしていくようなことが、ますます求められるだろう。

児童相談所は、一時保護から施設措置、親子関係の再構築の管理、家庭復帰の判断等、親子に介入し続けるが、措置解除としての家庭復帰後のアフターケアには関わらない。そのため、家庭復帰後の親子関係の安定のために、アフターケアを担う施設と連携した支援の担い手となる社会資源がさらに必要である。

近年、児童養護施設の高齢児童については、その自立支援の必要性が社会的に認知されてきた。奨学金制度の充実や、学費免除で社会的養護児童を受け入れる大学が増え、そして様々な支援プログラムが NPO や企業の社会貢献活動として提供され広がりつつある。その一方、親子関係の再構築のプロセスやそのための支援などの社会資源は足りていない。社会的養護の仕組みに求められるモデルや理論、なかでも背後にある家族関係や経済的要因、社会的要因などを踏まえた家庭復帰支援への有効な手段が確立し、いずれは親子への個別で具体的な支援が充実していくことが求められる。

謝辞

本研究の実施に際して調査結果の使用許可をいただきました東京都社会福祉協議会児童部会の佐々木晶堂前部長と本研究を進めるにあたりご指導いただきましたルーテル学院大学の福島喜代子先生に心より感謝申し上げます。

引用文献

- 菅野 恵 (2016) 「児童養護施設における家庭復帰の非促進要因——非促進群の複数事例の検討を含めて」『和光大学現代人間学部紀要』9, 19–26.
- 柏女霊峰 (2008) 『子ども家庭福祉サービス供給体制——切れ目のない支援をめざして』中央法規出版.
- 北川清一 (2010) 『児童養護施設のソーシャルワークと家族支援——ケース管理のシステム化とアセスメントの方法』明石書店.
- 厚生労働省 (2008) 「児童虐待を行った保護者に対する援助ガイドライン・児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv21/>, 2020.9.15).
- 厚生労働省 (2017) 「新たな社会的養育の在り方に関する検討会新しい社会的養育ビジョン」(<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>, 2019.8.2).
- 厚生労働省 (2018) 「都道府県社会的養育推進計画の策定について」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000477822.pdf>, 2020.9.14).
- 厚生労働省 (2020a) 「児童養護施設入所児童等調査の結果」(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09231.html, 2021.2.1).
- 厚生労働省 (2020b) 「社会的養育の推進に向けて」(<https://www.mhlw.go.jp/content/000711002.pdf>, 2021.2.1).
- 松宮透高, 井上信次 (2014) 「児童福祉施設入所児童への家庭復帰支援と親のメンタルヘルス問題」『厚生の指標』61 (15), 22–37.
- みずほ情報総研株式会社 (2019) 「児童養護施設等において子ども間で発生する性的な問題等に関する調査研究報告書」(2019年度厚生労働省委託事業).
- 才村 純・山本恒雄・庄司順一・ほか (2008) 「保護者援助ガイドラインおよび家庭復帰適否判断のためのチェックリストの有用性に関する実証的研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』45, 195–234.
- 才村 純・山本恒雄・庄司順一・ほか (2009) 「保護者援助ガイドラインおよび家庭復帰適否判断のためのチェックリストの有用性に関する実証的研究 (2)」『日本子ども家庭総合研究所紀要』46, 167–76.
- 総務省統計局 (2009) 「平成 20 年 10 月 1 日現在推計人口」(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2008np/index.html>, 2021.5.31).
- 総務省統計局 (2019) 「平成 30 年 10 月 1 日現在推計人口」(<https://www.stat.go.jp/data/jinsui/2018np/index.html>, 2021.5.31).
- 東京都児童福祉審議会 (2019) 「連携型専門ケア機能モデル事業の概要」『第 4 回専門部会』,

(<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/katei/jifukushin/>, 2021.7.31).

東京都社会福祉協議会児童部会 (2008) 「平成 18 年度児童養護施設の状況」『紀要 平成 18 年度版』, 1-19.

東京都社会福祉協議会児童部会 (2020) 「平成 28 年度児童養護施設入所児童の状況」『紀要 平成 28 年度・29 年度版』, 137-53.

山本恒雄・有村大士・永野 咲・ほか (2012) 「児童相談所等における保護者援助のあり方に関する実証的研究——保護者援助手法の効果, 妥当性, 評価, 適応に関する実証的研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』 48, 135-83.

A Study on the Return of Children from Children's Home to Their Family: A 10-Year Comparison of Factors That Promote Returning to Family

Seiichiro TAKAHASHI

This study was conducted to clarify the factors that promote and hinder the return of children to their home from children's home. A logistic regression analysis was conducted based on the data of the 2006 and 2017 surveys conducted by the Children's Subcommittee of the Tokyo Council of Social Welfare. Then, the results of the two years were compared and analyzed.

Compared to the results of 2006, in 2017, the age of exiting children increased, the number of years of enrollment increased, and the actual number of exiting children decreased due to returning to home. Multivariate analysis of 2017 data shows that family interaction is more than twice a month, the route of admission is not a change of measures but admission from home, there are no siblings, the age of admission is young, and the period of admission is short. The results showed that the shortness was statistically significant and the probability of returning to home was high.

Key Words: Children's home, Home return, Return promotion factors, Return inhibition factors